

美郷町共同学校事務室よりお役立ち情報をお届けします



今年度も残り1か月となりました。

異動対象の人もそうじゃない人も忙しい月ですが体調に気を付けて過ごしましょう！！



☆ 新年度を迎える前に今一度ご確認ください ☆

早いもので、新年度まで残り1か月となりました。

諸手当や共済組合関係などで特にご注意いただきたいことをまとめましたので、ご確認をお願いします。

①出勤簿・休暇処理簿の押印・記入漏れはありますか？

特に異動される方については、新年度に入ってから押印・記入漏れが発覚した場合、異動前後の職場間でのやり取りが必要となることがあります。異動の有無にかかわらず、今一度ご自身の出勤簿・休暇処理簿をご確認ください。

②被扶養者の収入の確認をお願いします！

扶養手当を受給されている方は、令和6年分の被扶養者の源泉徴収票を各校の事務職員までご提出ください。なお、総収入金額（年額）が130万円以上の場合は扶養親族とすることができません。新年度になり収入状況が変わる方もいらっしゃるかと思いますので、扶養手当を受給されている先生方ご自身でもご確認をお願いします。

③3月まで共済組合員の被扶養者で、4月に就職等により他の健康保険に加入する場合、保険証は返納していただきます！

共済組合員の被扶養者が就職により他の健康保険に加入した場合、被扶養者としての要件を欠くため、被扶養者の取消手続きが必要になります。資格喪失日以降に保険証を使用した場合は医療費の返還手続き等が発生しますので、ご注意ください。保険証の返納手続きについては各校の事務職員よりご案内します。

～共同学校事務室の取組～

美郷町共同学校事務室運営協議会開催

2月28日に美郷町共同学校事務室運営協議会を開催し、町教委及び各校長先生方と今年度の取組や次年度への課題について協議しました。

事務職員として、先生方や児童生徒のために、もっと何かできないか、日々考えています。どんな事でも構いませんので、事務職員に相談していただけますと助かります。



美郷町共同学校事務室ホームページ

美郷町共同学校事務室では、ホームページも活用しています。

人材育成「ワークショップ研修」の様子や、各学校での出来事を記事にしています。

また、今までのスクールサポート便りを閲覧することもできますので、ぜひ活用してみて下さい！！



おまけ：サウナ旅（その2）

昨年もサウナについてご紹介しましたが、別のサウナに行ってきましたのでご紹介します。

今回ご紹介するサウナは熊本県御船町にあります「ミフネテラス」です。このミフネテラスは温泉・サウナ・岩盤浴・居酒屋・カフェ・ビジネスホテルが一緒になったスーパー銭湯です。

こちらのサウナの目玉は冷たい水で体を一気に冷ます「極冷水風呂」です。大抵の温泉の水風呂は16～18℃に設定されているらしいのですが、こちらの温泉はなんと10℃以下に設定されています。

一桁代の温度の水風呂はシングルと呼ばれるらしく、この低温の水風呂によって、「サウナ→極冷水風呂→普通の水風呂」といった通常ではできないサウナ体験をすることができます。

サウナ後は居酒屋で様々な料理を堪能するもよし、ホテルで一泊するもよしなのでぜひ一度体験してみてください。



熊本県 御舟町

